

製品含有化学物質調査シートの記入要領

製品含有化学物質調査シート

“製品含有化学物質調査シート”（以下 調査シート）は、製品を構成する各部位に含まれる物質名とその質量を調査・記入していただくためのエクセル形式ファイルです。

調査シートには、“基本情報シート”、“製品情報シート”、“調査報告書”の3つのシートが含まれます。

調査シートへの記入要領

調査シートの作成については、この説明書 および 添付の“記入例”を参照して下さい。

調査シートは、調査対象製品に対して一品一様です。

御社製品が部品・材料の類であることを想定しています。複数の部品からなる複合部品（例えば、リレーや冷却ファン など）の場合でも、全体を1つの部品と捉えて下さい。これが困難な場合は弊社にご相談下さい。

調査シートのご提出

記入された調査シートは、エクセル形式ファイルのまま、弊社へご提出下さい。

調査シートファイル内の“調査報告書”に所定事項をご記入いただき、印刷し御捺印の上、弊社へご提出下さい。 PDFファイルにてご提出いただいても結構です。

【調査シートへの記入】

“基本情報シート”の“回答元に関する情報”の各事項をご記入下さい

(1)回答元記入日、回答元管理番号

本調査シートの作成日をご記入下さい。記入する形式は、YYYY/MM/DD です。

(2)回答元に関する情報をご記入下さい

住所、部署名、電話番号、FAX番号、E-MAIL アドレスは回答いただく方の連絡先です。

“製品情報シート”の“調査する製品(部品)に関する情報”の各事項をご記入下さい

(1)弊社品番、御社品番、製品名称、製品型名

調査対象製品に対する御社の品番などをご記入下さい。なお、該当する弊社品番を必ずご記入下さい。弊社品番が不明の場合は、弊社担当へお問い合わせ下さい。

(2)製品の質量

調査対象製品の調査単位毎の質量をご記入下さい。

(3)質量単位 / 調査単位

質量を報告していただく単位(調査単位)と、その質量の単位(質量単位)をご記入下さい。質量単位 / 調査単位を設定すると調査シート中の質量単位 / 調査単位はこの単位に統一されます。

1)質量単位とは調査製品の質量の単位です。調査製品に応じて「mg」、「g」や「kg」を使い分けて下さい。

2)調査単位とは質量を報告していただく単位で、概ね以下の通りです。

電子部品などは、調査単位は“個”になります

例) 質量単位/調査単位 は g/個

適当な長さに切断して使用する線材などは、例えば調査単位は“m”になります

例) 質量単位/調査単位 は g/m

樹脂、インク、塗料、半田、接着剤などの材料は、例えば調査単位は“100g”になります。

例) 質量単位/調査単位 は g/100g

3)使用過程で組成が変化する材料について

樹脂、インク、塗料、半田、接着剤などの材料は、弊社製品において固形物となった時の含有化学物質データをご提供下さい。このデータをご提供いただけない場合は、納入状態のデータでも結構です。

“製品情報シート”の“調査する製品(部品)の構成に関する情報”の各事項をご記入下さい

(4)構成部位の名称

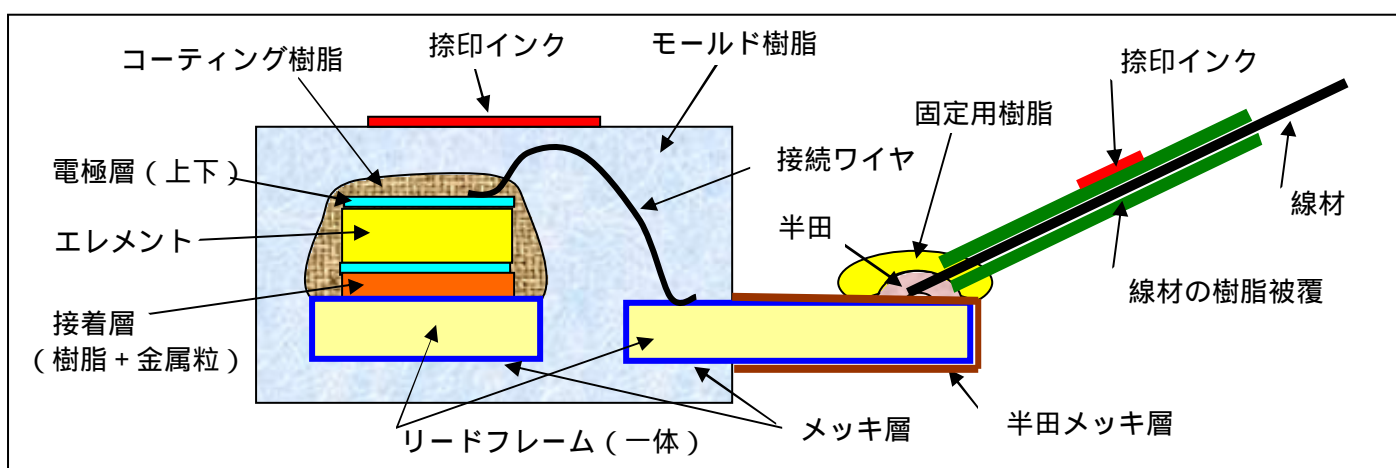
調査対象製品の構成部位の名称を“構成部位の名称”欄にご記入下さい。

名称は御社で使用されている名称で結構です。

なお、調査シートには1製品につき50の記入欄を用意してありますが、複合部品などで構成部位が多く記入欄が不足する場合は弊社へご連絡下さい)

構成部位とは、同一組成の「樹脂材・ガラス材・金属材・セラミック材・紙材・木材・充填薬剤など」です。以下の例をご参照下さい。

例) この電子部品(説明用の仮想的なもの)では、～が構成部位です。



[注意点]

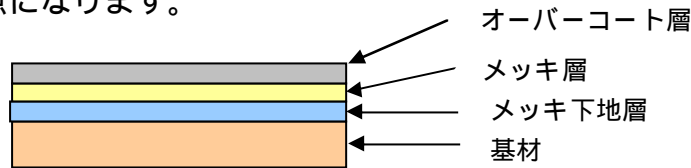
上図の 半田、 接着剤などの固着部位も構成部位です。

極小かつ禁止物質・管理物質を含まない部位について、含有化学物質に関するデータが得られない場合は隣接部位に含めて捉えることはやむを得ません。

例) 上図において が半導体製品におけるシリコンチップの場合、表面保護膜層、の電極層に対するデータが得られない場合は、構成部位を の“シリコンチップ”のみとして結構です。

複数層の表面被覆層は、各層を構成部位とします。

例) 下図に示す基材の上にメッキ処理を施した製品の場合、構成部位は 4 から の 4 点になります。



リレーやスイッチなどの電気接点部分の合金も一つの構成部位です。

弊社製品の一部とならない部位（御社製品の容器包装材など）は調査対象外です。

例) 接着剤を入れたチューブや缶などは調査対象外です。

(5) 材料メーカー

各構成部位の“材料メーカー”名をご記入下さい。

[注意点]

材料メーカーは、成形用樹脂メーカー、インクメーカー、塗料メーカー、プリント基板メーカー、電線メーカー、リードフレームメーカー、接着剤メーカー、半田メーカーなどの業者名を記入して下さい。基礎材料を供給する化学メーカー・鉄鋼メーカー等、あるいは商社等の販売業者ではありません。

例えば、成形樹脂部品の場合、成形加工業者名ではなく成形用樹脂を供給してる樹脂メーカー名をご記入下さい。

表面被膜層の場合は、表面被膜を行う業者名をご記入下さい。(メッキ原液、蒸着用インゴット、表面処理液などのメーカーまで調査する必要はありません)

(6) 構成部位の質量

各構成部位の質量をご記入下さい。

(7) 構成部位の質量の単位

(3)項に記載された内容が反映されます。

(8) 各構成部位の合計質量

(2)(3)にて記入された製品の質量と概略一致するように(少なくとも有効数字2桁で表示したときに一致するように)、必要に応じて構成部材の質量を微調整して下さい。

“製品情報シート”の“管理物質群”ご記入下さい

(9) 管理物質群

日米欧の業界団体が合意した JIG (Joint Industry Guideline) が電子電気機器に対して調査すべき含有物質として定めた 24 の物質群 (JIG24 物質群) について、調査シートの上段エリアに記入欄を設けています。調査対象製品を構成する各部位毎に含有状況を記入して下さい。

(10)物質名

JGPSSI（日本グリーン調達調査共通化協議会）で規定されている“化学物質群名”と“（物質群分類番号）”とを記載しています。

(11)閾値

禁止物質・管理物質に対する含有濃度の閾値を記載しています。各部位毎に含まれる禁止物質・管理物質毎の含有率は、この閾値を超えてはなりません。

(12)含有有無

調査シートの“閾値”の記載内容に応じて、構成部位毎に含有有無（“1”または“0”）を判定します。

判定は、材料仕様書などの信頼できる資料に基づいて行って下さい（含有物質の質量の記入に際しても同じです）。

[判定方法と記入内容]

“閾値”欄記載内容	判定方法	判定	記入内容
1000ppm などの数値	物質の含有濃度が <u>閾値を超えている</u> 場合 または 閾値以下であっても <u>意図的に添加している</u> 場合	含有する	“ 1 ”
	物質の含有濃度が <u>閾値以下の場合</u> かつ <u>意図的に添加していない</u> 場合	非含有	“ 0 ”
意図的添加	<u>意図的に添加している</u> 場合	含有する	“ 1 ”
	<u>意図的に添加していない</u> 場合	非含有	“ 0 ”

“意図的に添加”とは、特性・性状などの改変を目的に含有させることを言います。

“含有する 1”の場合は、含有している化学物質名、含有目的、物資の質量 などをご記入下さい。

“含有しない 0”の場合は、この物質群に対する記入は終了です。

(13)含有する化学物質の名称

実際に含有している化学物質の名称をご記入下さい。記入例を参考にしてください。

化合物として使用されている場合は化合物名を記入し、単体物質として使用されている場合は元素名を記入します。

下表に代表的な構成部位の材料と想定される化学物質を示します。

構成部位の材料	想定される化学物質の種類
樹脂	樹脂成分（……樹脂）、充填材、難燃剤、難燃助剤、可塑剤、着色剤、その他添加物
インク、塗料	基本成分、着色剤、その他添加物
金属	含まれる金属元素
ガラス、セラミック	含まれる酸化物等
紙、木材	天然成分（紙成分、木質成分と記入すればよい）、着色剤、その他添加物

(14)含有目的

その物質を使用した目的を簡単にご記入下さい。なお、使用目的を厳密に調査することが目的ではありませんので下記の例を参考にして簡単に表現して下さい。

例) 熱安定性向上、耐熱性向上、電気的特性向上、機械的特性向上、防錆、安定剤、可塑剤、着色剤、難燃剤、難燃助剤、可塑剤、充填材、樹脂成分、(インクや塗料の)固形分、ガラス成分、セラミック成分、合金主(副)成分、半田成分、不純物(意図的に添加しないのに含有する物質)など

(15)含有する化学物質の質量

その物質の質量をご記入下さい。単位は、(2)項、(3)項で記載された単位と同一です。

(16)金属換算係数

その物質が金属または金属化合物の場合、金属換算係数をご記入下さい。なお、金属換算係数とは、化合物の中に含まれる金属元素量に換算した数値です。(金属換算係数は、JGPSSIなどのホームページで公開されている物質一覧表などにも記載されています)

金属換算係数 = 金属化合物中の金属の質量 / 金属化合物の質量

(17)金属換算質量

その物質が金属または金属化合物の場合、物質の質量に金属換算係数を掛け合わせた金属換算質量を自動計算して表示します。

(18)調査対象製品に含有する物質毎の質量の総和を表示します。

“製品情報シート”の“製品を構成するその他の物質”にご記入下さい。

(19)製品を構成するその他の物質

調査対象製品の全体がどのような材料で構成されているかを把握することを電子電気機器メーカーから要請されています。JIG24物質群は、通常、調査対象製品のごく一部を構成するに過ぎません。このため、JIG24物質群以外の含有物質調査をお願いするのがこの部分です。含有化学物質25～48として、調査シートの下段エリアに記入欄を設けています。

(20)物質名

マグネシウム、銅、金、バナジウム、銀、鉄、アルミニウム、ニッケル、クロム、亜鉛、スズ、シリコンの12金属については、それぞれ記入欄を設けてあります。これら以外の金属については、“その他の金属”欄にご記入下さい。

樹脂類、セラミック類、ガラス類、紙類については、それぞれ専用の欄を設けてありますので、該当する欄にご記入下さい。

上記のいずれにも属さない物質については、“その他の物質”欄にご記入下さい。

閾値欄に“意図的添加”と記載しておりますので、含有状況をご記入いただく上では次のように運用して下さい。

主要な成分はご開示していただく。

微量のノウハウ成分(概ね構成部位質量の1%未満)は省略してよい。

化合物の場合、具体的な化合物名ではなく、一般化した化合物呼称とするなど、ノウハウを考慮した表現としてもよい。

樹脂類、セラミック類、ガラス類、紙類などに対するご記入については、上記を踏まえて以下の記入例をご参考にして含有物質情報をご開示下さい。

[記入例]

複数の化学物質で構成される場合、主成分を“樹脂類”“セラミック類”“ガラス類”“紙類”に記入し、副成分は該当する物質欄または“その他の物質”欄にご記入下さい。以下をご参考にして下さい。

	主成分と予測される化学物質	副成分と予測される化学物質
樹脂類	エポキシ樹脂、ABS樹脂	難燃剤、充填剤、顔料
セラミック類	アルミナ、チタン酸バリウム	チタン酸鉛、ジルコン酸鉛、酸化硼素
ガラス類	二酸化珪素	酸化鉛、酸化ヒ素、亜鉛、
紙類	紙	コーティング剤

[注意点]

“管理物質群”に該当する物質は、“管理物質群”の方に優先して記入し、ここには“管理物質群”に該当しない物質のみを記載して下さい。

インク、塗料、接着剤などでは、弊社製品において固化物となったときの成分物質を記入します。固化物となったときのデータがなければ、納入状態のデータで結構です。

(21) 部位を構成する物質質量の小計

各部位毎に、その部位を構成する全物質の質量の総和が計算され表示します。この値と“構成部位の質量”(6)の値が概略一致(有効数字2桁程度)するよう、各物質の質量を調整して下さい。

(22) 製品に含有する全物質の総和を表示します。

[注意点]

(2)、(8)、(22)の各値が概略一致(有効数字2桁程度)するよう、各部位の各物質の質量を調整して下さい。 部位を構成する物質が金属 または 金属合金については、“部位を構成する物質質量の小計”(21)は金属換算質量を合算いたします。金属換算係数が“1”未満の場合、“部位を構成する物質質量の小計”(21)と“構成部位の質量”(6)の差が明らかに生じる場合があります。その場合は、質量が大きい含有物質の質量を調整するか、“その他の物質”欄に物質名“その他の物質”を設け、差となる質量分を記入し、“部位を構成する物質質量の小計”(21)と“構成部位の質量”(6)が概略一致するように調整して下さい。

ノウハウについて

御社を含むお取引先様各位からいただいたデータを弊社で集計し、弊社のお客様である機器メーカーへ提出させていただくこととなります。機器として集計された含有物質データがお客様から公表されることはあっても、御社および弊社のデータが公表されることはありません。

今回お願いしているデータは、かつてはノウハウとして扱われていました。しかし、EUのRoHS指令やELV指令がグローバルスタンダードとして認知され、日本ではこれらに相当するJ-Mossと呼ばれる制度が法制化されました。「法規制の順守」という重い課題の下では、従来のノウハウの概念を変更せざるを得ません。弊社の1社の問題ではなく、産業界全体の問題です。状況をご賢察の上、ご協力をお願い申し上げます。

以上